

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析

研究報告書

平成24年12月

法務省矯正局成人矯正課

目 次

- 1 はじめに
- 2 方法
- 3 結果
- 4 プログラム受講者の再犯の事例
- 5 考察及び今後の検討課題

1 はじめに

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム（以下、「プログラム」という。）は、平成17年に法務省矯正局と保護局が共同して立ち上げた性犯罪者処遇プログラム研究会において検討、策定され、平成18年5月23日の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、特別改善指導の一つとして導入された。再犯抑止に関する効果が実証されている海外の性犯罪者処遇プログラムを参考にしており、経験的に性犯罪行為に関連することが確立されている因子を処遇のターゲットとするように設計された認知行動療法のプログラムである。

プログラムの目標は、彼らが犯罪から遠ざかっている状態を獲得・維持する（すなわちこれ以上の被害者を生まない）ことである。主な処遇のターゲットは、性的逸脱を減らし、問題のある認知やその時の感情状態に対処し、自己管理能力を開発させることである。処遇の一環として、対象者は、彼らの性犯罪行動につながった要因を解決するために必要な、自らの犯罪につながるパターンを理解し、釈放後に再犯に至らないための具体的な方策をまとめたセルフ・マネジメント・プラン（自己管理計画）を策定する。プログラムの受講により、対象者は、向社会的な方法によって生活することを学ぶ必要がある。同時に、彼らは自身の性犯罪を促進する特性への気づきを維持したり、自身のリスクを管理する適切な方法を学んだりする必要がある。

プログラムは、効果的な自己管理の仕方を通じて再犯の危険性を減らすことを目的とした処遇であり、半構造化された介入である。さらに、プログラムは、認知のゆがみ、社会的スキル、怒りや感情管理、共感、被害者に対する意識をターゲットにしている。具体的には、プログラムは、処遇を通じて犯罪者に以下の点を促すことを目指している。

- ・ 自分の性的犯罪行動の原因への気づきを高める
- ・ 自分の性的犯罪行動の被害者への影響への気づきを高める
- ・ 個人的なリスク要因を理解する
- ・ プログラム実施後の復習作業を通じて変化やリスク管理への取組を維持・強化する

効果的な矯正介入の原則に従って、プログラムは、高密度、中密度及び低密度で提供されている¹。高密度は、1単元100分、週に1回1単元又は週に2回2単元を標準とし、高密度は標準8か月間、中密度は標準6か月間、低密度は標準3か月間実施されるものである。それぞれ、必要に応じて個別指導が並行して行われることがある。プログラムは、常勤（心理職、教育職、もしくは処遇担当）及び非常勤（心理職）の矯正職員によって実施される。

今回、このようなプログラムの効果、つまり、プログラムへの参加は、処遇を受けた受刑者の、地域社会に釈放された後の再犯の減少につながるかどうかについて、実証的な調査を行った。

¹ 性犯罪者調査により受講するプログラムの密度が判定される。性犯罪者調査は、①静的リスク調査（再犯リスク）、②動的リスク調査（処遇ニーズ）及び③処遇適合性調査から構成される。

なお、性犯罪者による再犯防止については社会の関心が極めて高く、そのために行う刑事施設におけるプログラムの効果の程度についても関心が高いことから、矯正局としては出来るだけ速やかに効果検証を実施して公表する必要があったものの、本分析には実際のところ種々の問題点がある。具体的には、統計分析に耐えられるだけのプログラムの実施実績を待たなければならなかったところ、蓄積されたデータに不備があったため手作業で再入力を余儀なくされた件数が少なくなかったことなどのほか、特に明記しておきたいのは、プログラムの導入当初においては、それが初めての取組であって、各刑事施設における実施体制が、現在のように標準化が進んでいたとは言い難く、具体的には、プログラムのもくろみどおりの適切な密度の処遇が行き届いていなかった対象者が含まれていたと思われる。即ち、本分析の対象データには、同じプログラムを受講したとしても質的には異なっているものが、それもある程度混在しているものと言わざるを得ない。その上で、統計分析に耐えられるようデータを使用せざるを得なかったことから、本分析結果の精度については、一定の限界がある。

したがって、プログラムの効果検証をより正確に行うためには、より適切で効果的なデータ蓄積方法を構築するなどした上で、今後の分析を待たなければならないが、性犯罪者処遇に関する社会の関心に応えるため、現時点で判明した内容について公表するものであることを付言しておく。

2 方法

(1) 対象者

平成19年7月1日から平成23年12月31日までに刑事施設を出所した者を再犯の追跡調査の対象とした。データを収集した期間は平成19年7月1日から平成24年3月31日としたが、今回、観測期間を最大で3年間とした。性犯罪受刑者²のうち、受講群³は、平成18年5月23日以降にプログラムを90パーセント以上の出席

² 「性犯罪受刑者」とは、①本件罪名が性犯罪（強制わいせつ、強姦、強盗強姦、わいせつ目的略取（それぞれ未遂、致死傷含む））に該当する者、②本件により人を死亡させた者のうち、その機制に性的動機がかかわっていると認められる者、③その他性的動機に基づく事件を行った者（被害者に直接手を触れないものは除く）、④本件は性犯罪ではないが、重大な性犯罪による前歴があり、今なお再犯リスクが高いなど、プログラムの受講必要性が特に認められる者等をいう。

³ 「受講群」とは、下記（1）に該当する者のうち、（2）又は（3）若しくは（2）かつ（3）に該当し、かつ、（4）の除外事由がない者として性犯罪者調査を受け、プログラムの受講対象者であると判定された者で、プログラムへの出席率が90パーセント以上の者をいう。

（1）性犯罪受刑者概念への適合からの判断

①本件罪名が性犯罪（強制わいせつ、強姦、強盗強姦、わいせつ目的略取（それぞれ未遂、致死傷含む））に該当する者、②本件により人を死亡させた者のうち、その機制に性的動機がかかわっていると認められる者、③その他性的動機に基づく事件を行った者（被害者に直接手を触れないものは除く）、④本件は性犯罪ではないが、重大な性犯罪による前歴があり、今なお再犯リスクが高いなど、プログラムの受講必要性が特に認められる者等

（2）常習性・反復性からの判断

上記（1）の①から③と同様の性犯罪による保護処分歴又は前科がある者、同性犯罪を複数件行った者、その他、公的処分には至っていないものの、相当の常習性・反復性が認められる者等

（3）性犯罪につながる問題性の大きさからの判断

率で受講した者であり、受講群以外の者（非受講群⁴）を用いて比較した。

(2) 追跡調査

平成19年7月3日付け矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者処遇プログラム効果検証のための追跡調査の実施について」に基づき、刑事施設からの性犯罪出所者⁵を矯正局で取りまとめて毎月刑事局に通知し、再犯事件につき検察庁において事件処理が行われた場合に、矯正局にその情報が伝えられる仕組みとなっている。よって、今回、「再犯」とは、検察庁において事件処理⁶される事象のことを指す。

(3) データセット作成手順

ア 再犯

対象者によっては複数件の再犯があるが、後述する生存分析を行うために犯行年月日が最も早い事件⁷を一つ取り上げ、その事件をその者の再犯と定義し、データの整理を行った。

イ 対象者

被害者に13歳未満の者が含まれている者、被害者を死亡させた者、事件の内容又は機制に性犯罪につながる問題性の大きさが認められ、プログラムの受講必要性が特に認められる者

(4) 調査適合性

身体的若しくは精神的問題又は日本語能力、知的能力、残刑期その他性犯罪者調査の実施が明らかに困難又は不相当と認められる事情のない者

⁴ 「非受講群」には、下記の者が含まれる。

(1) プログラムの開始日以前に刑が確定した性犯罪受刑者については、以下の者

ア 上記脚注3の(2)かつ(3)に該当し、(4)の除外事由がない者で性犯罪者調査を受けた結果プログラムの受講対象者であると判定された者は優先的に受講させているが、受講しなかった者（プログラムへの出席率が90パーセント未満であった者を含む）

イ 上記脚注3の(2)又は(3)に該当し、(4)の除外事由がない者

(2) プログラム開始日以降に刑が確定した性犯罪受刑者については、以下の者

ア 上記脚注3の(2)又は(3)若しくは(2)かつ(3)に該当し、(4)の除外事由がない者で、性犯罪者調査を受けた結果、除外事由（刑期や動機付け等）があるか、再犯リスクの程度が相対的に低いと判断され、プログラムの受講対象者でないと判定された者

イ 上記脚注3の(2)又は(3)若しくは(2)かつ(3)に該当し、(4)の除外事由がない者で、性犯罪者調査を受けた結果プログラムの受講対象者であると判定された者で、プログラムへの出席率が90パーセント未満であった者

⁵ 刑事局への報告の対象者は、刑事施設出所者（仮釈放者を含む）のうち、矯正局において、以下のいずれかに該当するとして対象者に選定した者である。

(1) 直近の前刑に係る罪が、（準）強制わいせつ（未遂、致死傷を含む。）、（準）強姦（未遂、致死傷を含む。）、集団強姦（未遂、致死傷を含む。）、強盗強姦（未遂、致死を含む。）、わいせつ拐取等である者

(2) 直近の前刑に係る罪が、本人の供述等から強姦などのわいせつ目的と認定された接触型の犯罪（殺人、傷害など被害者と身体的な接触があるもの。）

(3) 直近の前刑に係る罪は、上記(1)又は(2)に該当しないが、過去に重大な上記(1)又は(2)の犯罪に及んだ者

この場合において、「重大な」犯罪とは、①被害者が13歳未満であるもの、②被害者が死亡したものの、又は③社会の耳目を集めたものなどをいう。

(4) 過去に刑事施設を出所した際に追跡調査対象者とされ、再犯に係る情報が提供されたことがあるが、引き続き再犯に係る情報が必要であると認められる者

⁶ 再犯が交通事件のみの場合を除く。

⁷ この場合、出所後の最も早い再犯が性犯罪以外の事件で、後日性犯罪を起こしている場合もあるが、性犯罪以外の事件がこの者の再犯として取り上げられることになる。

データに不備のあった13名を除外し、今回分析の対象としたのは2147名である。受講群は1198名、非受講群は949名であった。

3 結果

(1) 基礎統計

ア 出所者数

表1に、年別の出所者数と、そのうちプログラムを受講した者の数を示す。

表1 年別出所者数

出所年	全体			うち受講群		
	出所者数	仮釈放人数	仮釈放率	受講人数	仮釈放人数	仮釈放率
平成19年	175	67	38.3%	73	36	49.3%
平成20年	420	185	44.0%	198	115	58.1%
平成21年	426	231	54.2%	240	163	67.9%
平成22年	546	317	58.1%	325	217	66.8%
平成23年	580	338	58.3%	362	248	68.5%
合計	2147	1138	53.0%	1198	779	65.0%

イ 再犯人数及び再犯期間

2147名中、再犯者は423名（19.7%）であり、再犯に至った者の再犯期間は平均296.8日であった。性犯罪受刑者の受刑に係る罪名別の再犯人数及び再犯期間は表2のとおりである。

なお、受刑に係る罪名については、今回、便宜的に「性犯罪」、「性犯罪以外の粗暴事犯」、「それ以外」の三つに大きく分類し、更に、「性犯罪」を、「強姦」、「強制わいせつ」、「わいせつ目的」、「各都道府県の迷惑防止条例違反」、「それ以外の性犯罪（児童福祉法や青少年保護条例違反等）」の五つに分類した⁸。

おって、再犯については、「全ての再犯」、「性犯罪再犯」、「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」、「それ以外の再犯」に分類した。

表2 受刑に係る罪名別の再犯人員及び再犯期間

受刑に係る罪名	再犯人数 (全ての再犯)	再犯人員			再犯期間 (日)	
		性犯罪再犯	性犯罪以外の粗暴事犯の再犯	それ以外の再犯		
全体(2147名)	423 (19.7%)	224 (10.4%)	47 (2.2%)	152 (7.1%)	296.8	
性犯罪	強姦(464名)	54 (11.6%)	20 (4.3%)	10 (2.2%)	24 (5.2%)	335.9
	強制わいせつ(1118名)	213 (19.1%)	116 (10.4%)	22 (2.0%)	75 (6.7%)	293.2
	わいせつ目的(12名)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	777.5
	迷惑防止条例違反(208名)	94 (45.2%)	74 (35.6%)	2 (1.0%)	18 (8.7%)	298.7
	児童福祉法・青少年保護条例等(175名)	20 (11.4%)	3 (1.7%)	9 (5.1%)	8 (4.6%)	311.1
性犯罪以外の粗暴事犯(44名)	8 (18.2%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	6 (13.6%)	236.0	
それ以外(126名)	32 (25.4%)	8 (6.3%)	3 (2.4%)	21 (16.7%)	224.9	

⁸ それぞれ、これらが罪名に含まれるもの全てを含む。

ウ 受講群と非受講群の比較

まず、両群の特性を明らかにするために比較した結果を表3に示す。ここから、受講群において、非受講群より有意に、入所度数が少ないこと、出所時年齢が低いこと、仮釈放率が高いこと、刑事施設における在所日数が短いこと、IQ相当値が高いこと、静的リスク調査得点が低いこと、動的リスク得点が低いことが明らかになった。

表3 受講群と非受講群の基礎統計量及び差の検定

	受講群			非受講群			t値 or χ^2 値
	人数	平均 or %	標準偏差	人数	平均 or %	標準偏差	
入所度数	1198	1.6	1.50	949	2.2	2.44	-6.055 **
出所時年齢	1198	38.5	11.67	949	42.0	12.99	-6.466 **
仮釈放率	1198	65.0%		949	37.8%		157.226 **
在所日数	1198	917.6	435.53	949	1032.5	951.93	-3.445 **
IQ相当値	1196	89.0	13.49	865	81.4	18.38	10.275 **
静的リスク調査得点(注)	1198	3.9	1.96	949	4.4	2.04	-6.007 **
動的リスク調査得点	1198	6.5	1.88	874	6.9	2.11	-4.893 **
観測期間	1198	604.2	352.67	949	620.2	379.25	-.997
							**p<.01

注) 後述するRAT(脚注12)のことである。

エ 受講群の、受講したプログラムの内訳

受講群の、各プログラム別の受講人数は表4のとおりである。

表4 受講群の受講プログラムの内訳

	人数	%
高密度プログラム	205	17.1
中密度プログラム	627	52.3
低密度プログラム	220	18.4
その他のプログラム	146	12.2
合計	1198	100.0

なお、表中の「その他のプログラム」には、「速習プログラム」⁹及び「調整プログラム」¹⁰が含まれており、それぞれ内訳は101名、36名であった。

(2) 再犯率

再犯の状況については(1)で見たとおりであるが、これについては、対象者の出所から対象者が再犯するまでの期間、もしくは、再犯がなかった場合には、対象者の

⁹ 「速習プログラム」とは、性犯罪者調査の結果、高密度又は中密度対象となった者のうち、それぞれのプログラムを受講するに足る期間がない者を対象としたプログラムで、平成21年度から府中刑務所及び大阪刑務所において試行されてきたものである。内容を改訂し、名称を「集中プログラム」として、平成25年度から特定の施設において本格実施予定である。

¹⁰ 「調整プログラム」とは、知的能力に制約のある対象者が理解しやすいように内容を調整したプログラムで、平成22年度から、府中刑務所、大阪刑務所、川越少年刑務所及び奈良少年刑務所において実施しているものである。

出所から観測を終了するまでの期間（以下、この期間を「観測期間」という。）の長さがまちまちであることに注意が必要である。社会に釈放され、再犯のリスクにさらされている期間が長い対象者もいれば、短い対象者もいるため、一律に再犯した対象者の割合を持って、再犯率の分析を行うことは適当でない。

こうした問題に対処し、プログラム受講者及びプログラム非受講者の再犯の可能性が出所後の期間の経過に伴ってどのように変化するかを把握するため、 Kaplan-Meier 推定法¹¹を用いて分析を行った。Kaplan-Meier 推定法は、受刑者が再犯するまでの期間を表す確率変数 T の生存関数を推定している。生存関数は、ある受刑者がある時点 t を超えて再犯しない確率（少なくとも時点 t までは再犯しない確率）を示す。これにより、ある時点 t における再犯者の比率の推定値の推移を把握することができる。こうして推定された生存関数では、出所から3年後の時点での再犯率（推定値）は表5のとおりであった。

表5 再犯の分類別推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	χ^2	有意水準
全ての犯罪	21.9%	29.6%	15.359	**
性犯罪	12.8%	15.4%	2.274	
性犯罪以外の粗暴事犯の再犯	2.6%	4.2%	3.323	†
それ以外の再犯	8.0%	13.1%	13.635	**
			** $p < .01$	† $p < .10$

このように、受講群の方が非受講群よりも再犯率が低く、この差はプログラムの効果によるものであると予想される。ただし、上記（1）のエに示したとおり、静的リスク調査である RAT¹² スコアも受講群の方が低いことから、受講群に含まれている者たちはプログラムを受けなくても再犯率が低かった可能性があることが考えられる。そこで、両群の再犯リスクの程度の差を統制した上で比較を行うことが必要となる。

（3）RATの予測妥当性

RATの予測妥当性を確認するために、ROC 曲線¹³を求め、AUC¹⁴を計算することとした。AUCは、ランダムに選定された再犯者が、ランダムに選定された非再犯

¹¹ 「Kaplan-Meier 推定法」は、生存関数を任意に動かしてデータの死亡（今回の場合は再検挙）パターンが得られる確率を最大にするノンパラメトリックな最尤推定量を求めている(大橋・浜田,1995)。

¹² 「RAT」とは、**Risk Assessment Tool** の略であり、再犯可能性の大きさ、再犯した場合に被害者に与える損害の大きさ、再犯した場合に社会全体に与える影響の大きさ等から対象者のリスクを総合的に判断するもので、例えば、本人が若年であること、性犯罪の前歴があることなど、プログラムで変化させることができない要因（静的リスク要因）を確認するものである。我が国においては、カナダ連邦矯正局をはじめ各国で広く用いられる Static-99(Hanson & Thornton,1999)を参考に策定している。

¹³ 疾患の診断（今回の場合は再犯の有無の予測）に用いる検査の結果が数値で表される場合、感度と特異度は陽性と陰性の境界値であるカットオフ値をいくつに設定するか（今回の場合は、何点のRATスコアをもって再犯の有無の出現を予測するか）によって変わってくる。さまざまなカットオフ値における、感度と疑陽性率の関係を2次元でプロットしたものがROC（Receiver Operating Characteristic の略）曲線である（森實,2006）。

¹⁴ 「AUC」とは、**Area Under the Curve** の略であり、ROC 曲線の下側の面積である（森實,2006）。

者よりも変数（ここではRATスコア）が高い値を持つ可能性がある」と解釈できる。AUCが1.00であることは完璧な予測を示すのに対し、0.50は予測精度のチャンスレベルを示す。

今回、全ての再犯（AUC=.72, 95% C.I.=.69-.75）、性犯罪再犯（AUC=.74, 95% C.I.=.70-.77）、粗暴系の再犯については（AUC=.62, 95% C.I.=.54-.69）、その他の再犯については（AUC=.65, 95% C.I.=.61-.70）と、予測妥当性が確認された。

(4) プログラムの効果

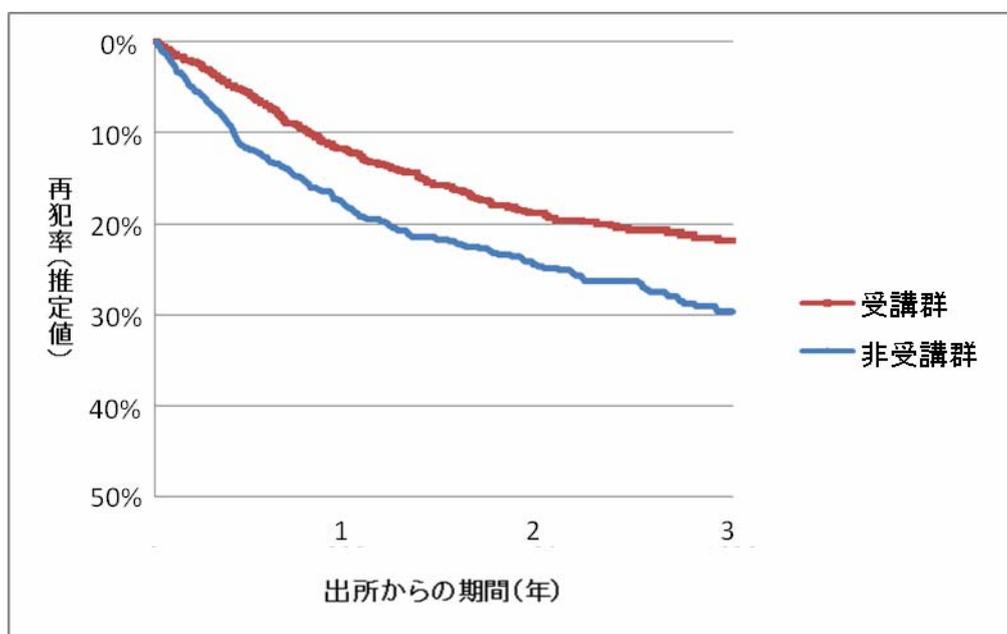
ア 全対象者の分析

まず、全対象者について、再犯の分類別に分析を行った。

①全対象者の「全ての再犯」についての分析

2147名のうち、受講群1198名と非受講群949名の「全ての再犯」に係る再犯率を比較するため、 Kaplan-Meier 推定法で求めた生存関数を図ア①に示した。2群の生存関数が異なるかどうかを検証するために、Log Rank 検定を行った結果を表ア①-1に示した。検定は1%水準で有意であり、受講群と非受講群は異なる生存関数であることが確認された。生存関数は受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており、受講群は非受講群と比べて再犯率が低いことが示された。

図ア① 全対象者の「全ての再犯」推定再犯率



表ア-①-1 全対象者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
全ての再犯	21.9%	29.6%	Log Rank (Mantel-Cox)	15.36	1	.00**

**p<.01

また、Coxの比例ハザードモデルを用いて処遇効果の分析を行ったものを表ア-①-2に示した。分析では、再犯に影響を与える交絡因子を統制するため、共変量に再犯リスクを投入するモデルを作成して検討を行った。今回の分析では、表4の分析で見られたように受講群と非受講群が再犯リスクの異なる群を構成している可能性を考慮し、カナダ矯正局（Correctional Service Canada,2008）を参考にして、RATスコアを共変量として投入してその影響を統制した¹⁵。なお、以下全てのCoxの比例ハザードモデルを用いて処遇効果の分析においても同様に共変量にRATスコアを投入した。

表ア-①-2 全対象者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数とした

Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.35**(1.41)	.34**(1.40)
受講の有無	-	-.22*(.80)

**p<.01 *p<.05

モデル1は、RATのみを、モデル2ではRATと受講の有無の2変数を投入した。表ア-①-2に示したとおり、モデル1、モデル2においてもRATは1%水準で有意となった。Coxの比例ハザードモデルにおいて独立変数が従属変数に与える影響は、自然対数の底eを係数βで累乗したオッズ比と呼ばれる数値で評価できる。すなわち、RATの変数については、1点得点が増えるごとに瞬間再犯確率が1.40倍になる。瞬間再犯確率とは、ある時点までに再犯をしなかった性犯罪出所者が、次の瞬間に再犯をする確率を意味する。受講の有無は5%水準で有意となり、受講群は非受講群と比べて瞬間再犯確率が0.80倍になることが示された。見方を変えれば、非受講群は受講群に比べて、瞬間再犯確率が1.25倍高い(1÷0.80≒1.25)ことが示され、プログラムの効果が確認された。

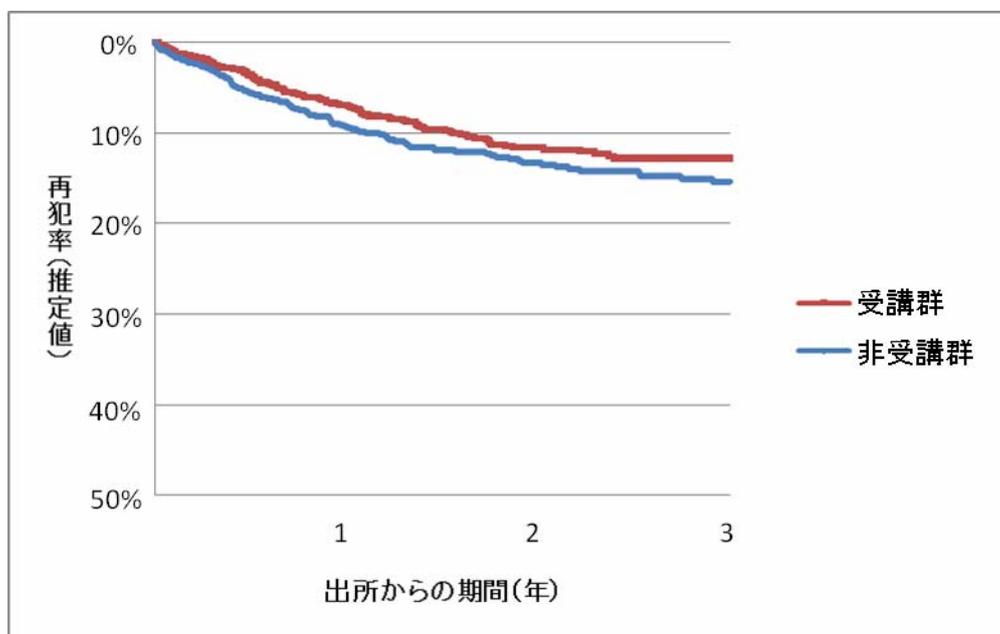
②全対象者の「性犯罪再犯」についての分析

2147名のうち、受講群1198名と非受講群949名の「性犯罪再犯」に係る

¹⁵ RATは、過去の犯歴や年齢等の多岐にわたる項目から構成されており、主要な再犯リスク要因が含まれているため、RAT得点を共変量に投入することで2群間の対象者がもともと有している再犯リスクの差異を統制する。

再犯率を比較するため、 Kaplan-Meier 推定法で求めた生存関数を図ア②に示した。 Log Rank 検定を行った結果 (表ア②-1), 検定結果は有意ではなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった。

図ア② 全対象者の「性犯罪再犯」推定再犯率



表ア②-1 全対象者の「性犯罪再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p 値
性犯罪再犯	12.8%	15.4%	Log Rank (Mantel-Cox)	2.27	1	.13

また、Coxの比例ハザードモデルを用いて処遇効果の分析を行った結果 (表ア②-2), モデル1, モデル2においてもRATは1%水準で有意となった。RAT変数については、1点得点が増えるごとに瞬間再犯確率が1.51倍になることを示している。受講の有無の変数は有意でなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった。

表ア②-2 全対象者の「性犯罪再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

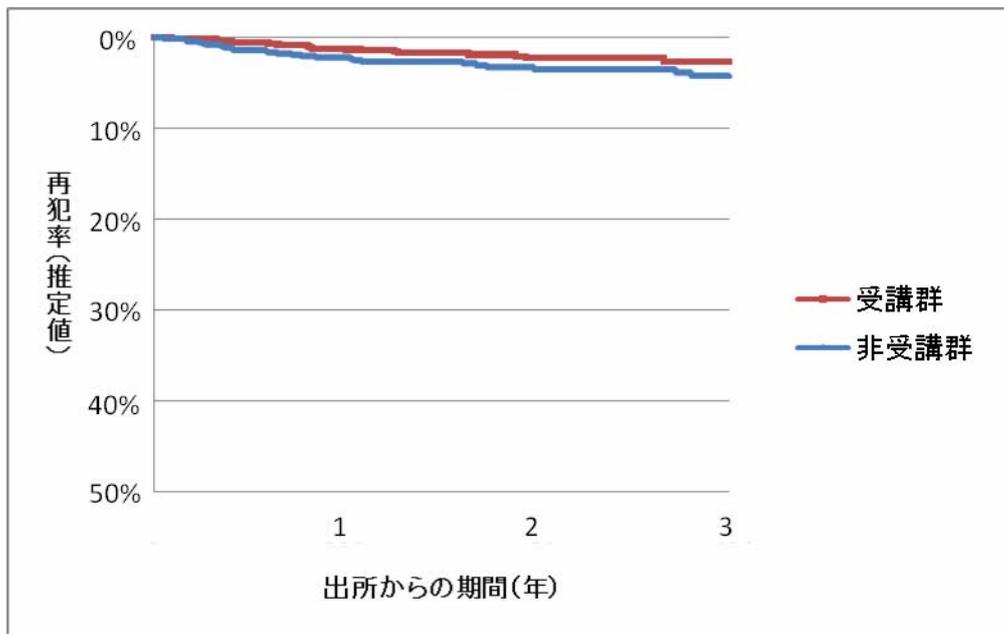
共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.41**(1.51)	.41**(1.51)
受講の有無	-	-.02 (.98)

**p < .01

③全対象者の「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」についての分析

2147名のうち、受講群1198名と非受講群949名の「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」に係る再犯率を比較するため、 Kaplan-Meier推定法で求めた生存関数を図ア③に示した。Log Rank 検定を行った結果（表ア③-1）、有意差は認められなかったが、受講群の方が非受講群よりも再犯が抑止される方向に、10%水準での有意傾向が認められた。

図ア③ 全対象者の「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」推定再犯率



表ア③-1 全対象者の「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p 値
性犯罪以外の粗暴事犯の再犯	2.6%	4.2%	Log Rank (Mantel-Cox)	3.32	1	.07†

†p<.10

また、Coxの比例ハザードモデルを用いて処遇効果の分析を行った結果（表ア③-2）、モデル1、モデル2においてもRATは1%水準で有意となった。RAT変数については、1点得点が増えるごとに瞬間再犯確率が1.23倍になることを示している。受講の有無の変数は有意でなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった。

表ア-③-2 全対象者の「性犯罪以外の粗暴事犯の再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

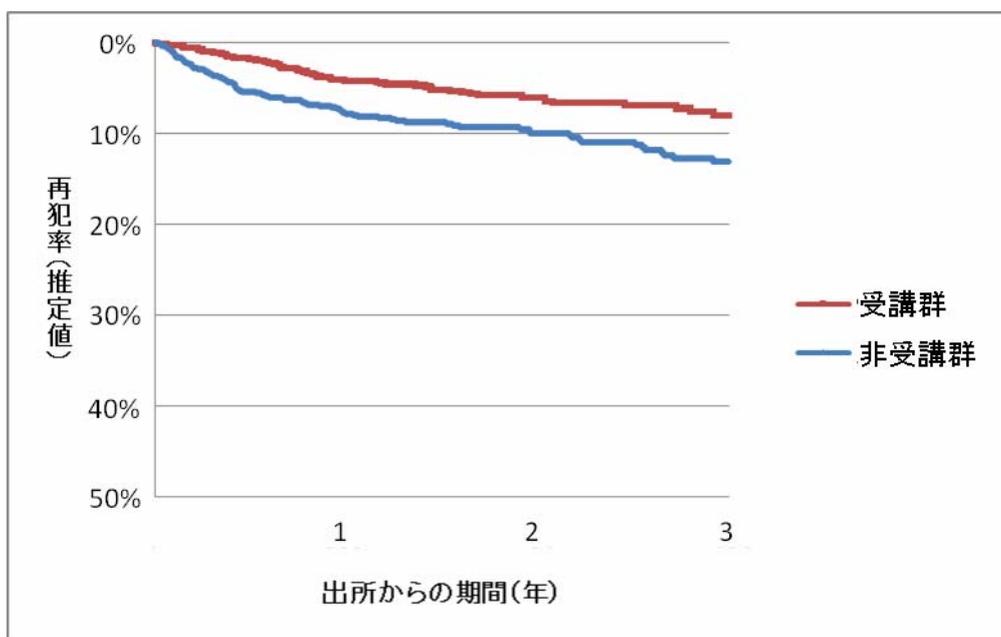
共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.22**(1.25)	.21**(1.23)
受講の有無	-	-.43(.65)

**p<.01

④全対象者の「それ以外の再犯」についての分析

2147名のうち、受講群1198名と非受講群949名の「それ以外の再犯」に係る再犯率を比較するため、 Kaplan-Meier推定法で求めた生存関数を図ア④に示した。Log Rank検定を行った結果(表ア-④-1)、検定は1%水準で有意であり、受講群と非受講群は異なる生存関数であることが確認された。生存関数は受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており、受講群は非受講群と比べて再犯率が低いことが示された。

図ア④ 全対象者の「それ以外の再犯」推定再犯率



表ア-④-1 全対象者の「それ以外の再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
それ以外の再犯	8.0%	13.1%	Log Rank (Mantel-Cox)	13.64	1	.00**

**p<.01

また、Coxの比例ハザードモデルを用いて処遇効果の分析を行った結果（表ア-④-2）、モデル1、モデル2においてもRATは1%水準で有意となった。RAT変数については、1点得点が増えるごとに瞬間再犯確率が1.31倍になることを示している。受講の有無も1%水準で有意であり、受講群は非受講群と比べて瞬間再犯確率が0.63倍になることが示された。見方を変えれば、非受講群は受講群に比べて、瞬間再犯確率が1.59倍高い（ $1 \div 0.63 \approx 1.59$ ）ことが示され、プログラムの効果が確認された。

表ア-④-2 全対象者の「それ以外の再犯」について、RATと受講の有無を独立変数とした

Coxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.29** (1.33)	.27** (1.31)
受講の有無	-	-.47** (.63)

**p<.01

イ 受刑に係る罪名別の分析

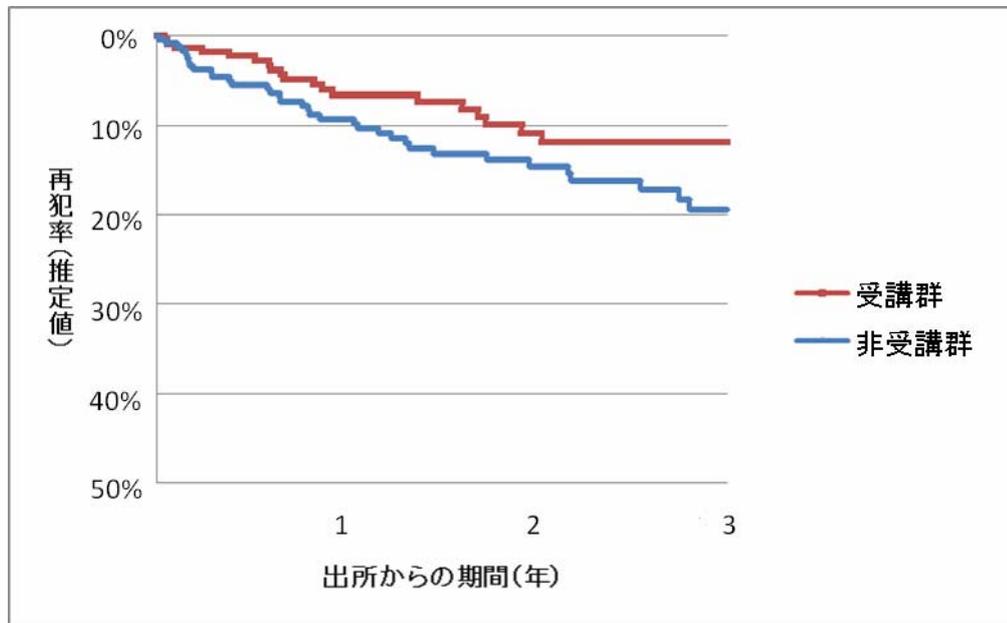
ここでは、受刑に係る罪名別に分析を行った。分析は①「強姦」の者、②「強制わいせつ」の者、③「迷惑行為防止条例違反」の者、④「被害者が13歳未満」の者について実施した。その他の罪名については、統計分析に耐えられるだけのサンプルが十分に確保できなかったため実施しなかった。また、再犯の分類については、「全ての再犯」についてのみ分析した。その他の分類については、罪名と同様にサンプルが十分に確保できなかったため分析を実施しなかった。

①強姦

受刑に係る罪名が強姦の対象者464名について、上記アと同様の手続きにより、受講群224名、非受講群240名の2群に分け、検証を行った。 Kaplan-Meier推定法で求めた各群の生存関数を図イ①に示した。Log Rank検定を行った結果（表イ-①-1）、有意差は認められなかったが、受講群の方が非受講群よりも再犯が抑止される方向に、10%水準での有意傾向が認められた。

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、プログラム受講の変数は有意にはならなかったが、受講群の方が非受講群よりも再犯が抑止される方向に、10%水準での有意傾向が認められた（表イ-①-2）。

図イ① 強姦の者の「全ての再犯」推定再犯率



表イ①-1 強姦の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p 値
全ての再犯	11.9%	19.4%	Log Rank (Mantel-Cox)	2.90	1	.09†

†p<.10

表イ①-2 強姦の者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

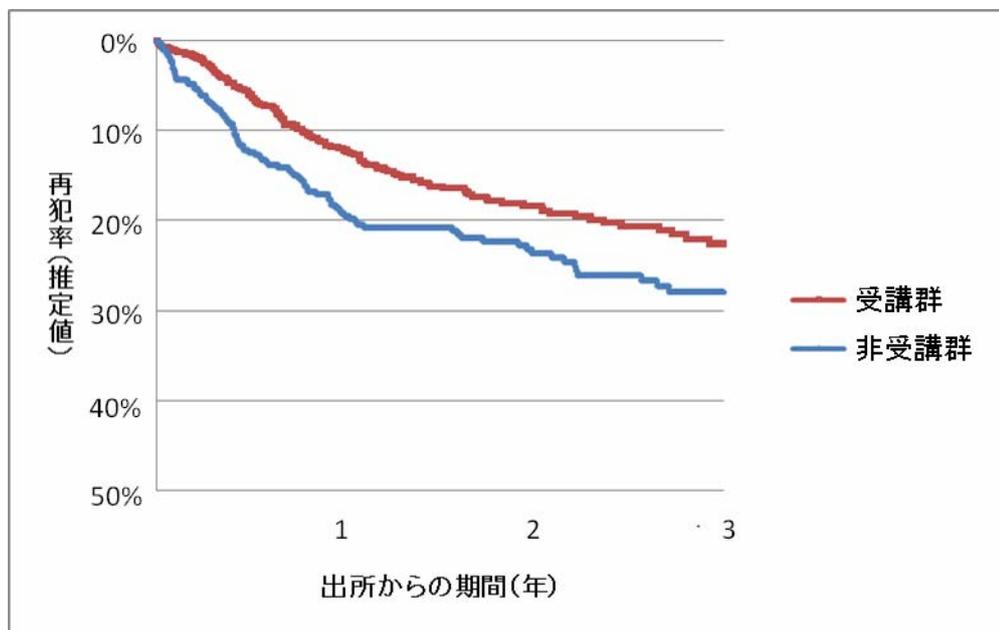
共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.24**(1.27)	.25**(1.28)
受講の有無	-	-.50†(.61)

**p<.01 †p<.10

②強制わいせつ

受刑に係る罪名が強制わいせつの者1118名について、同様の手続きにより、受講群724名、非受講群394名の2群に分け、検証を行った。 Kaplan-Meier 推定法で求めた各群の生存関数を図イ②に示した。Log Rank 検定を行った結果(表イ②-1)、検定は5%水準で有意であり、受講群と非受講群は異なる生存関数であることが確認された。生存関数は受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており、受講群は非受講群と比べて再犯率が低いことが示された。

図イ② 強制わいせつの者の「全ての再犯」推定再犯率



表イ②-1 強制わいせつの者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
全ての再犯	22.6%	27.9%	Log Rank (Mantel-Cox)	5.77	1	.02*

* $p < .05$

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、受講の有無の変数は有意でなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった(表イ②-2)。

表イ②-2 強制わいせつの者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.36**(1.43)	.36**(1.43)
受講の有無	-	-.22(.81)

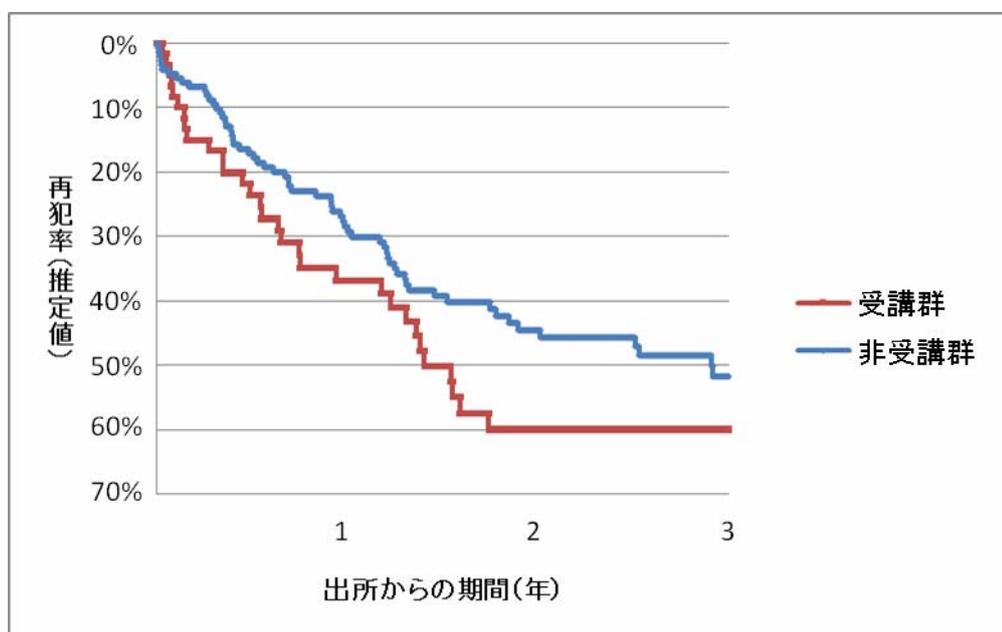
** $p < .01$

③迷惑行為防止条例違反

受刑に係る罪名が迷惑行為防止条例違反の者208名について、同様の手続きにより、受講群60名、非受講群148名の2群に分け、 Kaplan-Meier推定法で求めた各群の生存関数を図イ③に示した。Log Rank検定を行った結果(表イ③-1)。

検定結果は有意ではなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった。

図イ③ 迷惑行為防止条例違反の者の「全ての再犯」推定再犯率



表イ③-1 迷惑行為防止条例違反の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p 値
全ての再犯	60.0%	51.7%	Log Rank (Mantel-Cox)	2.00	1	.16

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、受講の有無の変数は有意でなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった（表イ③-2）。

表イ③-2 迷惑行為防止条例違反の者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.30**(1.35)	.30**(1.35)
受講の有無	-	-.30(1.35)

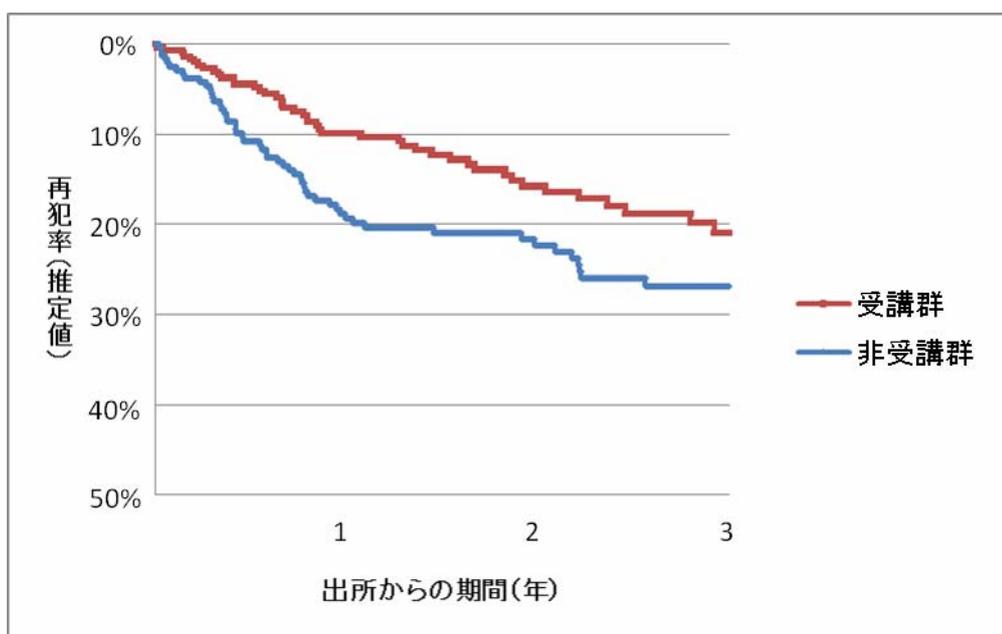
**p<.01

④被害者が13歳未満

受刑に係る犯罪内容が「被害者が13歳未満」の者532名について、同様の手続きにより、受講群295名、非受講群237名の2群に分け、 Kaplan-Meier推定

法で求めた各群の生存関数を図イ④に示した。Log Rank 検定を行った結果（表イ④-1），検定は5%水準で有意であり，受講群と非受講群は異なる生存関数であることが確認された。生存関数は受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており，受講群は非受講群と比べて再犯率が低いことが示された。

図イ④ 被害者13歳未満の者の「全ての再犯」推定再犯率



表イ④-1 被害者13歳未満の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
全ての再犯	21.0%	26.9%	Log Rank (Mantel-Cox)	4.76	1	.03*

*p<.05

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では，受講の有無の変数は有意でなく，プログラムの効果を確認するまでには至らなかった（表イ④-2）。

表イ④-2 被害者13歳未満の者の「全ての再犯」について，RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.30**(1.350)	.29**(1.34)
受講の有無	-	-.32(.73)

**p<.01

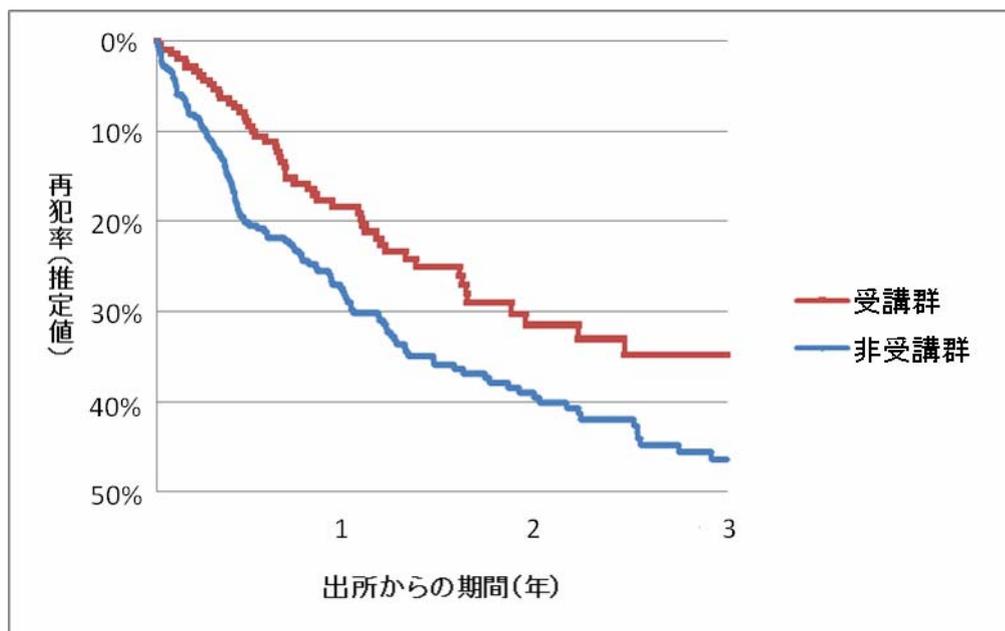
ウ 判定された受講密度別の分析

ここでは、性犯罪調査の結果判定された受講密度別に分析を行った。分析は、「全ての再犯」についてのみ実施した。その他の再犯については、十分なサンプルサイズが確保できなかったため実施しなかった。

①高密度判定の者の「全ての再犯」についての分析

高密度と判定された者524名について、同様の手続きにより、受講群205名、非受講群319名の2群に分け、 Kaplan-Meier 推定法で求めた各群の生存関数を図ウ①に示した。Log Rank 検定を行った結果（表ウー①ー1）、検定は5%水準で有意であり、受講群と非受講群は異なる生存関数であることが確認された。生存関数は受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており、受講群は非受講群と比べて再犯率が低いことが示された。

図ウ① 高密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率



表ウー①ー1 高密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p 値
全ての再犯	34.8%	46.4%	Log Rank (Mantel-Cox)	6.28	1	.01*

* $p < .05$

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、プログラム受講の有無の変数が5%水準で有意となった。受講群は非受講群と比べて瞬間再犯

確率は0.65倍となることが示された。見方を変えれば、非受講群は受講群に比べて、瞬間再犯確率が1.54倍高い(1÷0.65≒1.54)ことが示され、プログラムの効果が確認された(表ウー①-2)。

表ウー①-2 高密度判定の者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

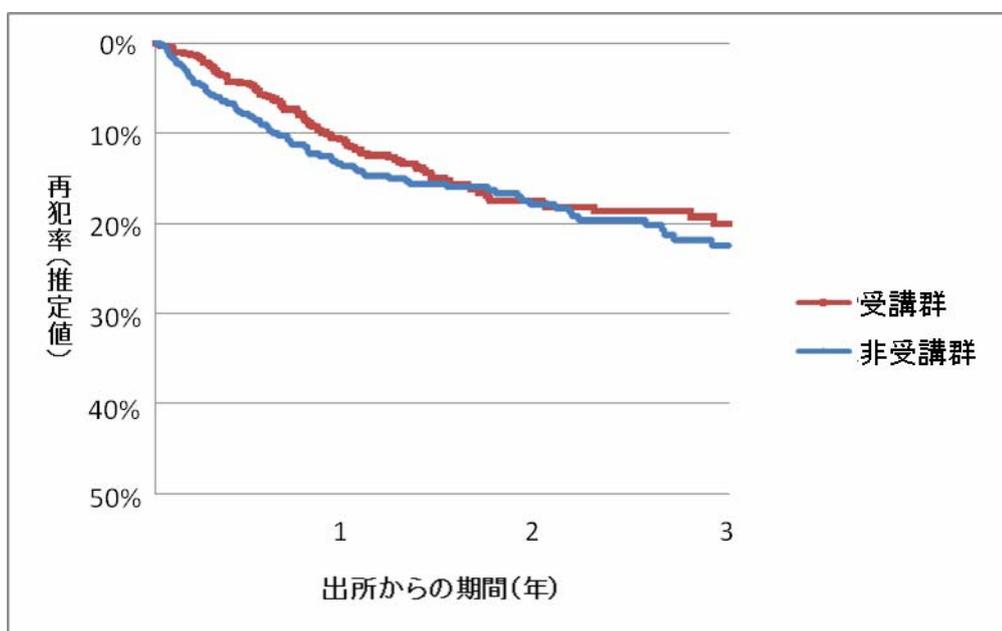
共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.30**(1.35)	.30**(1.35)
受講の有無	-	-.43*(.65)

**p<.01 *p<.05

②中密度判定の者の「全ての再犯」についての分析

中密度と判定された者1083名について、同様の手続きにより、受講群627名、非受講群456名の2群に分け、 Kaplan-Meier推定法で求めた各群の生存関数を図ウ②に示した。Log Rank検定を行った結果(表ウー②-1)、検定結果は有意ではなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった。

図ウ② 中密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率



表ウー②-1 中密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
全ての再犯	20.0%	22.4%	Log Rank (Mantel-Cox)	.83	1	.36

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、受講の有無の変数は有意でなく、プログラムの効果を確認するまでには至らなかった（表ウー②-2）。

表ウー②-2 中密度の者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

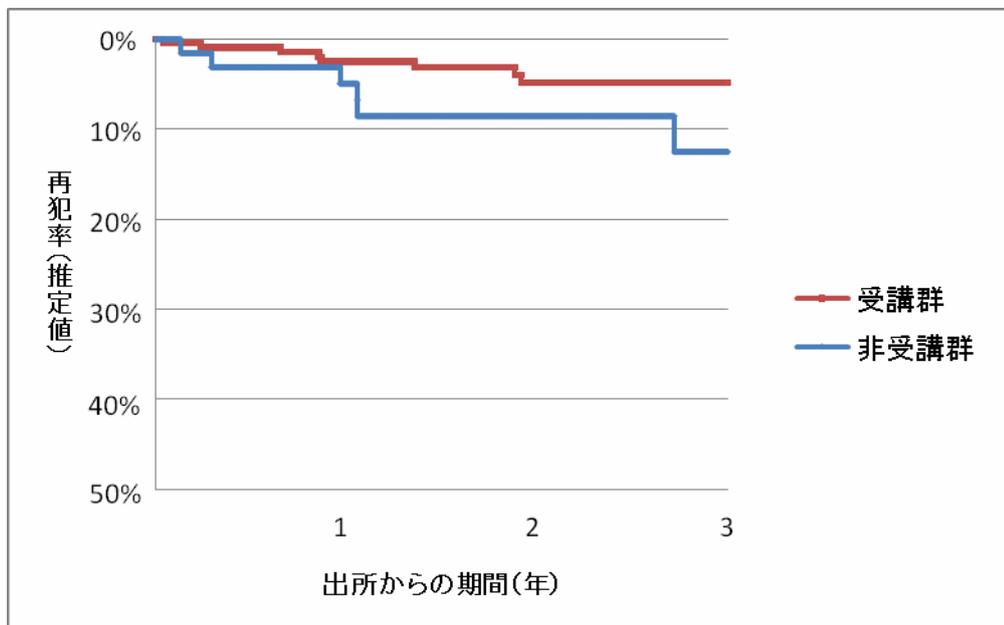
共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	.41**(1.51)	.41**(1.50)
受講の有無	-	-.02(.98)

**p<.01

③低密度判定の者の「全ての再犯」についての分析

低密度と判定された者285名について、同様の手続きにより、受講群220名、非受講群65名の2群に分け、 Kaplan-Meier 推定法で求めた各群の生存関数を図ウ③に示した。Log Rank 検定を行った結果（表ウー③-1）、有意差は認められなかったが、受講群の方が非受講群よりも再犯が抑止される方向に、10%水準での有意傾向が認められた。

図ウ③ 低密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率



表ウー③ー1 低密度判定の者の「全ての再犯」推定再犯率

再犯の分類	受講群	非受講群	実施した検定の種類	χ^2	df	p値
全ての再犯	4.8%	12.6%	Log Rank (Mantel-Cox)	3.16	1	.08†

†p<.10

RATと受講の有無を投入したCoxの比例ハザードモデルによる分析では、プログラム受講の変数は有意にはならなかったが、受講群の方が非受講群よりも再犯が抑止される方向に、10%水準での有意傾向が認められた(表ウー③ー2)。

表ウー③ー2 低密度判定の者の「全ての再犯」について、RATと受講の有無を独立変数としたCoxの比例ハザードモデルにより回帰分析結果

共変量	モデル1	モデル2
	係数(オッズ比)	係数(オッズ比)
RAT	-.06(.95)	-.02(.99)
受講の有無	-	-.92†(.40)

†p<.10

4 プログラム受講者の再犯の事例

今回、プログラムを受講したものの、出所後再犯に至った者について、どの程度プログラムを理解し、理解したことを出所後どの程度活用しており、どういう経緯で再犯に至ったかを具体的に明らかにするために、受講歴のある再入受刑者に対し、面接調査を実施した。次の事例は、本調査の趣旨を説明した上で協力を得られた者であり、家族・職場などの設定を架空のものに修正するなどの対応を取ることで、個人の特定に結び付く情報は全て削除している。

(1) 中密度プログラムを受講して出所後、強制わいせつで逮捕された事例

幼少期からの父親の体罰により自信が持てず、自分など誰も相手にしてくれないとの思いが強かったところ、受講中に他の受講者からそれを指摘され、共感し励ましてもらったことで初めて人前で泣き、他者に心を開けた感じがしたこと、腹が立つことがあると暴力的な性的動画を見て気を晴らす方法を常用していたことに気付いたことなどから、出所後は、仕事と趣味を通じて他者と交流して孤独感を抱かないようにすることと、怒りに対する対処方法を多様化させることを柱とした再犯防止計画を立てた。出所後、両親の下に帰っても変わらず父親から否定され罰せられるだけだとの思いから、公共職業安定所に一人で出向き、受刑歴のあることを打ち明けて仕事を探した。なかなか就職先が見つからず、野宿中心の生活の中、時々インターネットカフェで休息し、その際気晴らしに性的動画をみて自慰行為を行うようになったが、当分は、プログラムを通じて理解した加害場面を空想することの危険性を意識して、ごく自然

な恋愛場面を思い描くようにしたほか、プログラムで学んだストレス対処法や考え方の修正法を用いて、落ち込みそうになる気持ちを立て直していた。しかし、出所後4か月が経ったころ、公共職業安定所において、受刑歴のある者はこれ以上活動しても就職不可能である旨を告知されたことで、先行きの見通しが持てなくなったとして投げやりになり、自分を受け入れてくれない親に対する憎しみと社会に対するいら立ちを発散したかったとして、帰宅途中の女性に対する強制わいせつにより逮捕された。

(2) 速習プログラムを受講して出所後、迷惑行為防止条例違反（痴漢）で逮捕された事例

プログラム受講を通じて、金銭管理をすべて母親や妻に任せていることにふがいなさを覚えていることや、ばかにされまいとして弱音を吐かず意地を張りがちなこと、多くの時間と金銭を性風俗やアダルトビデオなどに費やしていたことなどに気づき、出所後は、家族と相談しながら自己管理に努力すること、性的関心に割いていた時間と金銭を子どもとの交流や自己研さんに向けることなどを柱とした再犯防止計画を立てた。両親の下に帰住し、就職したがなかなか要領をつかめず、歩合制ということもあって収入も少なく、一人前になるまで4か月程度かかった。その間、思うようにならないことも多々あったが、プログラムで学んだ自己管理法やストレス対処法を用いて気持ちの切り替えを図りながら、8か月あまりの間、生活は比較的安定していた。しかし、年末になり、疲れやストレスがたまって、毎日顧客に頭を下げ続けることに嫌気が差してきて、忘年会の時期は電車内に泥酔の女性が増えることを思い出し、痴漢による支配感・接触する満足感への渴望が強まり、痴漢を空想しながら自慰行為をするとともに、以前のように家族に嘘をついて風俗店に通うようになった。1か月後、インターネットを通じていわゆる痴漢プレイの相手を見つけ、電車内でプレイするスリルを2、3度経験したが、さらに1か月後、プレイだけでは満足できなくなり、電車内で痴漢行為に及び、逮捕された。

(3) 高密度プログラムを受講して出所後、13歳未満の女儿に対する強制わいせつで逮捕された事例

プログラム受講を通じて、幼少期より母親に大事にしてもらえていないという思いの強さから孤独感や被害感を持ちやすく、こうした気持ちが強まると飲酒や児童ポルノで紛らわせるのが癖になっていたこと、これまで反復していた幼児に対する性加害は、弱い者に服従させることで自分の屈辱感を解消したかったのかもしれないことなどに気づき、出所後は、断酒した上で仕事中心の生活にすること、現実を受け入れて前向きな気持ちを維持すること、子どもの多いところには近づかないことを柱とした再犯防止計画を立てた。出所後は計画のとおり、定職に就き、飲酒と性的行動を自制し、余暇は体力作りに時間を割くとともに、物事を意識的に前向きに考えるように努めて生活していた。しかし、1年経っても収入が少なく、将来の生活に対する不安や、職場に搾取されているのではないかとの被害感が強まり、飲まずにいられないと感じ

て飲酒を再開した。飲酒量が徐々に増えるにつれて、アダルトビデオを借りることも増え、自慰行為をしては罪悪感を覚える生活が半年続いた。その中で、給料日に財布をすられる被害に遭い、その憂さを晴らそうとして泥酔し、翌朝寝坊して上司に電話で強く怒られた。これを契機に、それまで自制しようとしていた緊張の糸が切れたとして、出勤せずに酒を入手するためとして近所のショッピングセンターに出かけ、おもちゃ売り場において一人で遊ぶ女兒を誘い出してわいせつ行為をし、逮捕された。

5 考察及び今後の検討課題

(1) プログラムを受講した者については、受講していない者と比較して再犯率が低く、一定の効果が上がっているものと考えられる。具体的には、全対象者の全ての再犯において、受講群が21.9%，非受講群が29.6%であった。うち、性犯罪の再犯が、受講群が12.8%，非受講群が15.4%，性犯罪以外の粗暴事犯の再犯が、受講群が2.6%，非受講群が4.2%，それ以外の再犯が、受講群が8.0%，非受講群が13.1%であった。この結果については、例えば、Hanson et al.(2002)による性犯罪者プログラムの効果に関する諸外国¹⁶の43個の研究を対象としたメタアナリシス¹⁷において示された再犯率¹⁸が、全ての再犯が、受講群が27.9%，非受講群が39.2%，性犯罪の再犯が、受講群が12.3%，非受講群が16.8%であったと報告されていることを見ると、「再犯」の定義や観測期間に違い¹⁹はあるものの、Hanson et al.(2002)と同様の結果が得られた。

(2) プログラムは、全ての再犯や、性犯罪以外の粗暴事犯の再犯や、それ以外の再犯に対しても効果があることがうかがえる。効果的なプログラムは、性的な問題行動だけでなく犯罪性全般に影響を及ぼすということは過去の研究においても述べられているが(Hanson et al.,2005)、今回、同様の結果が得られた。一方、今回、性犯罪の再犯に対しては、統計上は効果を確認するまでに至らなかったが、性犯罪者の特質や性犯罪の再犯要因に関する研究結果によると(Hanson et al.,2005)、性犯罪の再犯は、動的风险のうち、逸脱した性的関心、反社会的志向及び不安定な生活様式に特に関連するとされ、このうち、全ての再犯と粗暴事犯の再犯には、反社会的志向が主に関連するとされている。このことから、本プログラムにおいては、反社会的志向の修正に対する効果を認めることができ、他方で、逸脱した性的関心に対する介入をより効果的に実施する余地があったことがうかがえる。後者について、Hanson et al.(2005)によると、逸脱した性的構えや、親密性の欠損、特に子どもへの情緒的同一化や親密な関係を持つことへの葛藤も性犯罪の再犯に関連するとされているので、今後、こうした部分に、より重点的に介入などの改善策を検討する必要があると考えられる。

¹⁶ 米国21，カナダ16，英国5及びニュージーランド1の計43

¹⁷ 過去に行われた複数の研究結果を統合し、より信頼性の高い結果を求めるための統計解析をいう。

¹⁸ 「再犯」の定義は、有罪判決，再逮捕，刑事施設への再入所などを含んでいる。

¹⁹ 平均の観測期間は46月であった。

(3) 受刑による罪名別では、強姦事犯者には、受講による再犯抑止傾向が確認できたが、強制わいせつ事犯者、迷惑行為防止条例違反事犯者、被害者が13歳未満の事犯者については、統計上は効果を確認するまでに至らなかった。強姦事犯者の方が、子どもを対象とした性犯罪者よりも反社会的志向が強いという研究があり (Hanson et al.,2005), 上述したとおり、本プログラムが反社会的志向の修正に効果的であったことが、ここでもうかがえる。子どもを対象とした性犯罪の再犯には、上述の逸脱した性的関心のほか、敵意や不安定な生活様式も関連するとされているため、今後これらの点に留意する必要がある。

迷惑行為防止条例違反事犯者は、大半が電車などにおける痴漢行為を犯した者である。これらの者は、概して、過去の犯罪歴が多い一方で、刑期が短く、性犯罪者調査により判定されるリスクは高リスク若しくは中リスクであるが、それに対応するプログラムを受講する受刑期間が確保できない者である。これらの者に対しては、これまで、本来受講させるべき密度のプログラムを短縮して実施していたものの、内容等について十分に検討したものとはいえなかった。また、本プログラムは海外で発展したプログラムを参考にして作成したものであるが、痴漢という犯罪はこれら諸国ではほとんど例を見ないものであり、今回の結果から、同犯罪に効果のあるプログラムとしては、今後、我が国において独自に開発していく必要性が示唆される。

強制わいせつ事犯者については、犯罪内容が、被害者が13歳未満のものと、痴漢のものが大部分混ざっている可能性が高いことに留意する必要がある。

次に、プログラムの中では、高密度プログラムにおいて効果が認められ、低密度プログラムにおいて受講した方が受講しない場合よりも再犯が抑止される傾向が確認できた。特に、最も再犯につながる問題性が高いと判定される高密度プログラム対象者において効果が見られたということは、望ましい結果であったといえる。今回、中密度プログラムのみ統計上の効果まで確認するには至らなかったが、同プログラムの受講者数は受講群の中で最も多く (表4に示すとおり受講群全体の約半数を占める)、そのため、抱えている再犯リスク、特に処遇のターゲットとなる動的リスクの種類が受講者間で多岐にわたっていた可能性が考えられる。同プログラムの構成は、受講者の問題性に応じて受講が必要な科目²⁰を受講させることとなっているが、限られた期間の中で、受講者間で多岐にわたる動的リスクに対応した科目を抽出できていなかった可能性が考えられる。この点については、指導者が各受講者の動的リスクに臨機に対応するための技術の向上を図るとともに、標準となるカリキュラムをモデルとして設定することも、検討する必要性が考えられる。

²⁰ 科目とは、狭義には、第一科「自己統制」、第二科「認知のゆがみと改善方法」、第三科「対人関係と社会的機能」、第四科「感情統制」、第五科「共感と被害者理解」の5種類を指し、高密度プログラムは全種類、中密度プログラムは第一科を必修とするが、第二科から第五科までは本人の問題性に応じて必要と考えられる科目を受講させることとしており、低密度プログラムは基本的には第一科を中心とした凝縮版となっている。

(4) 今回の調査によって、プログラムの効果に関して様々な結果が得られたが、今後は、調査に当たっての制約や検討事項を克服して更なる調査を進める必要があるとともに、プログラムについて、今回効果が確認できなかった点を中心に改善方策について検討するとともに、効果が確認できた点においても更なる充実を図っていく必要がある。

具体的には、今回の分析結果は、追跡調査対象者の再犯データのうち、最初の出所から、その後の最初の再犯までの情報しか扱うことができなかった。また、冒頭に記したとおり、保護観察所においても一部の対象者に同様のプログラムを実施しているが、刑事施設のプログラムを受講した後に保護観察所におけるプログラムを受講した者の状況については、今回確認することができなかった。全ての再犯に不安定な生活様式が影響するというこれまでの研究結果や、本研究における事例からもうかがえるように、問題行動の引き金となる刺激の少ない刑事施設内において習得したことを、様々な刺激にさらされる出所後の生活において安定的な生活を送りながらいかに持続し、応用していくことができるかが鍵となると考えられる。つまり、刑事施設内のプログラム受講のみでなく、その後の社会内でのフォローアップが再犯防止により効果をもたらすことが考えられるため、今後、保護局と連携して、このようなフォローアップを受けた者の効果についても分析を行い、充実を図っていく必要がある。

参考文献

Correctional Service Canada(2008) Assessing the Effectiveness of the National Sexual Offender Program. *Research Reports*.2008 N° R-18.

Hanson,R.K.,Gordon,A.,Harris,A.J.R.,Marques,J.K.,Murphy,W.,Quinsey,V.L.and Seto,M.C..(2002) First Report of the Collaborative Outcome Data Project on the Effectiveness of Psychological Treatment for Sex Offenders. *A Journal of Research and Treatment*.Vol.14(2),p169-p194.

Hanson,R.K. and Morton-Bourgon,K.E.(2005) The Characteristics of Persistent Sexual Offenders: A Meta-Analysis of Recidivism Studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*.Vol.73(6),p1154-p1163.

森實敏夫（2006） 入門医療統計学 東京図書株式会社

大橋靖雄・浜田知久馬（1995） 生存時間分析 SASによる生物統計 東京大学出版会